

令和3年9月1日

社会福祉法人愛世会行動計画(第6回)

職員が仕事と子育てを両立でき、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年9月1日から令和5年8月31日までの2年間

2 内 容

目 標 1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準とする
男性職員…1人以上取得する
女性職員…取得率を80%以上にする

〈対 策〉

令和3年9月～主任職へ育児休業制度の運用について、研修の実施

令和3年9月～職員へ育児休業制度の周知徹底

令和3年9月～妊娠中及び出産後の職員の健康管理や相談窓口の周知

育児休業中の職員の代替要員の確保

目 標 2 母性保護についてのパンフレットを取得し周知する

〈対 策〉

令和3年9月～パンフレットの取得

令和3年9月～パンフレットの配布及び各種会議での周知

目 標 3 有給休暇を年間5日以上、計画的に取得し、職員の年間就労日数を250日以下にする

〈対 策〉

令和3年9月～職員への周知徹底

令和3年9月以降～有給休暇取得計画(勤務表)の作成